

募集！

ルネス保育士・育休代替指導員

～障害がある子どもの健やかな成長を支え、保護者に寄り添う保育～

令和7年度

姫路市総合福祉通園センター保育士・育休代替指導員（会計年度任用職員）採用試験案内



- 試験日 随時実施
- 試験会場 姫路市総合福祉通園センター
- 受付期間 随時受付（ただし、土・日・祝を除く）
- 受験申込先 〒670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地
姫路市総合福祉通園センター
電話 079-288-7122

- HP : <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000029677.html>



～初めての方にも丁寧で、やさしい研修制度が充実しています～

採用職種・採用予定人数・職務内容

| 採用職種 | 採用予定人数 | 職務内容 |
|-----------|--------|---|
| ① 保育士 | 若干名 | 知的障害児及び肢体不自由児の保育並びにこれに付随する業務 ※勤務時間 6時間 |
| ② 育休代替指導員 | 1名 | 知的障害児及び肢体不自由児の保育並びにこれに付随する業務 ※勤務時間 6時間 |

※①と②は併願可能です。(保育士資格の場合のみ)

受験資格

| 受験資格要件 | 受験資格要件 |
|-----------|--|
| ① 保育士 | ・保育士の資格を有する人又は任用日時時点で登録見込みの人 |
| ② 育休代替指導員 | ・別紙「児童指導員の資格要件」を満たす人 ・保育士の資格を有する人又は任用日時時点で登録見込みの人 |

■ 注意事項

次に該当する人は受験できません。

- ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する人
※ 欠格条項（抜粋）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

勤務場所

- こども発達支援センター という（姫路市総合福祉通園センター内）
姫路市増位新町二丁目37番地

受験手続

■ 必要書類

- (1) 受験者全員（保育士希望者、育休代替指導員希望者）

| | |
|----------|---|
| 受験申込書 | 本市所定のもの（本人の自筆により記入し、写真を貼ること） |
| 受験資格確認書類 | 保育士資格：保育士証の写し又は登録の見込みが確認できるもの 児童指導員資格：別紙「児童指導員の資格要件」のとおり |

- (2) 保育士希望者（(1)とあわせて提出）

| | |
|----------------------------|---|
| 小論文 (原稿用紙横書き 800字程度) | テーマ「障害児保育では、子ども及びその家族との関りにおいて様々な支援が求められます。支援を行うにあたって、あなたが特に大切だと思うことをお書きください。」 |
|----------------------------|---|

■ 提出方法等

- ① 必要書類に必要事項を記入し、これらを姫路市総合福祉通園センターへ持参するか郵送してください。
- ② 記入内容に虚偽・不正があると、合格しても採用される資格を失います。受験に際して提出された書類は返却いたしません。
- ③ 写真は、縦 4.5cm×横 3.5cm、上半身無帽、正面、申込前 3 か月以内に撮影したものを上記の受験申込書及び受験票に貼ってください。写真は同じものを使用してください。
- ④ インターネットによりダウンロードした場合には、A4 サイズ用紙（白色）に印刷してください。

■ 受験申込

| | |
|------|---|
| 申込期間 | 郵送または持参で随時受付を行っています。 |
| 申込時間 | 8時 35 分から 17 時 20 分まで (令和 7 年 7 月 1 日以降は 9 時 00 分から 17 時 00 分まで) |
| 申込場所 | 〒670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地 姫路市総合福祉通園センター（児童棟 3 階 職員室） 電話 079-288-7122 |

採用試験

■ 試験日時

面接日時は申込者に連絡します。所定の日時に面接会場へお越しください。

■ 試験会場

姫路市増位新町二丁目 37 番地
姫路市総合福祉通園センター

■ 試験内容

面接試験

■ 試験の結果

試験結果は電話または郵送で受験者にお知らせします。

■ 感染症等への対応について

- (1) 試験当日は、感染予防のため、必ずマスクを着用してください。
- (2) 試験会場では、換気のため、適宜、窓や扉を開けますので、温度調整のできる服装で来場してください。
- (3) 感染症等に罹患し治癒されていない方及び①発熱、②軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、③強いだるさ（倦怠感）、④息苦しさ（呼吸困難）のいずれかの症状があって感染が疑われる方は、当日の受験を控えてください。

勤務条件等

■ 身分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

■ 勤務時間

週 5 日、9 時から 16 時まで

- (1) 休憩時間 1 時間
- (2) 毎週土・日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く

■ 給 与

- ① 保育士 給与月額 175,512 円
- ② 育休代替指導員 給与月額 170,328 円

どちらも令和 7 年度の金額です。

給与の他に、通勤手当に相当する費用と期末・勤勉手当が支給されます。

■ 休 暇

年次有給休暇（市の規定による）、夏季休暇、結婚、忌引、傷病、出産、育児時間、子の看護等（有給または無給の場合あり）

■ 任用期間

任用の日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

採用後 1 月間は、条件付採用期間となります。採用後 1 月間の勤務日数が 15 日未満の場合は条件付採用期間が延長されます。

勤務成績が良好な場合には、連続 4 回まで公募によらず再度任用（1 年毎更新）される場合があります。

育休代替指導員については、対象職員の育児休業期間の終了日を超えて再度の任用をされることはありません。

■ 社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

試 験 会 場



● 神姫バスを利用する場合

姫路駅（北口）〔⑦のりば〕から **81** **82** **84** **86** 番系統で約 15 分

「白国バス停」で下車、徒歩すぐ

● JRを利用する場合

JR 播但線「野里駅」下車、北西へ徒歩約 8 分

● お車で来所する場合

駐車場の関係がありますので、事前にお知らせください。